

食料・農業・農村政策審議会経営分科会の議事の概要等

1. 日時及び場所

日時：平成18年1月23日（月）14：00～16：15

場所：農林水産省第2特別会議室

2. 出席委員（五十音順、敬称略）

委員：大木美智子、前川 寛

臨時委員：安倍澄子、桑田宜典、酒井健夫、永木正和

専門委員：田口 清

3. 会議の概要

（1）報告事項の説明

事務局から、①農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組みと平成15年制度改正の概要、②平成17年度の被害状況等について、説明が行われた。

（2）諮問事項の説明

事務局から、次の諮問事項について、説明が行われた。

（諮問事項）

① 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式について

② 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について

③ 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について

※ ③については、専門委員により小委員会で調査・審議されており、小委員会座長より結果報告が行われた。

（3）審議における主な発言内容

①「農作物共済の共済掛金率の算定方法について」（諮問事項の第1）及び「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式について」（諮問事項の第2）

委員：制度の仕組みの説明の中で危険段階別の共済掛金率の設定について説明があったが、これは、昭和60年の制度改正で農家の公平性の確保から導入されたものである。

①その実施状況はどのようになっているか、②組合員ごと又は集落ごとに設定できるが、割合はどのくらいか、③農林水産省では経営所得安定対策等大綱を決定し、担い手の育成が重要な課題であるが、加入推進に向けて危険段階別共済掛金率の普及がより一層必要になってくると考える。どのようにしているか教えてほしい。

事務局：①実施状況については、平成16年度末の引受実績のある組合数でみると、水稻は286組合中234組合で実施率82%、麦は221組合中64組合で29%、家畜共済は64%、園芸施設共済は14%となっている。②集落ごとと組合員ごとの割合については、集落ごとが多く、水稻で234組合中176組合で75%、麦で64組合中41組合で64%を占めている。③担い手は一般に事故率が低く、危険段階別共済掛金率は、加入農家間の公平性を担保する重要な手段であることから、会議等の場で重ねて指導しているところ。また、平成12年度からは危険段階の普及に係る事務費等の助成を行っている。さらに、

地域段階で導入がしやすくなるよう、集落別と組合員等別を組み合わせた方式の追加を検討している。これらを通じて更なる普及推進を図っていきたい。

委員：①農作物共済の加入条件となる耕作面積はいつ頃決定されたものか。②また、加入農業者の構成が変わってきていると思うが、法人の比率はどのくらいか。

事務局：①加入条件の耕作面積については、ある範囲の中で知事が定めることとなっているが、昭和60年改正で基準を緩和し、10a～30aが20a～40aとなった。また、平成11年の改正時に議論があったが、引き上げについて指導するということになり、多くのところで、25a、30aというふうになっている。なお、県内で区域を分けて設定しているところもある。②個人と法人の比率については、例えば、農作物共済で加入214万戸のうち法人は2,223戸で0.1%程度である。

委員：平成15年の制度改正で多目的ネットハウスが園芸施設共済の対象となったということだが、サル、シカ、イノシシの被害対策はどのようになっているのか。

事務局：従前からすべての共済事業で鳥獣害を共済事故としてきている。共済金支払は16年度で10億円を超えた。

委員：共済事業の健全な運営が重要と考えるが、①加入件数の確保、②今後の自然災害に対する予測はどのように考えているか、被害率の算定期間を30年と長期にするとか、あるいはもっと短くするとかあると考えるが。

事務局：①加入件数については、増えれば被害率も平準化していくわけで、収支の安定という観点からも当然伸ばしていかなければならないと考えている。②自然災害の予測の件に関しては、難しい問題である。料率の算定期間を20年としているのは、平成5年の大冷害のように被害率が著しく高い年があれば、被害のほとんどない年もあり、長いスパンでみる必要があるからである。家畜共済では、このような変動がないので3年としている。予測がまだ難しい中で、20年間という期間で算定した掛金率で保険収支も安定しているので、期間の見直しというところまでは考えていない。

委員：平成17年の被害状況で、家畜は子牛等の分娩時の事故が増えてきているとのことであるが、その理由はなにか。

事務局：平成15年の制度改正で乳牛の子牛等を共済目的に追加したというのが大きな理由。分娩時の管理を徹底するよう指導している。

委員：①園芸施設共済の料率算定地域に係る棟数条件でガラス室 類は50棟以上としているのは、近似的に平均値の分布が正規分布とみなせる標本数が50必要であるというのはわかる。しかし、組合単位の引受棟数は少なく、算定地域は、複数の組合になるが、地域間の異質性があった場合どうするのか。②資料9の2ページの中で、撤去費用補償方式の平均の基準共済掛金率の改定率が、現行と比べて63.0%と低い（内訳の施設区分ごとの増減率のいずれよりも低い）が、これはどうしてか。

事務局：①ガラス室 類の1組合当たりの引受棟数は平均すると17.7棟であるが、組合等ごとにみれば、50棟以上の組合等もある。50棟を下回る場合は複数組合でグルーピングして50棟を上回るよう指導している。この場合、共済団体の意見も聞きながら、被害率の類似性や地勢等を勘案しながらグルーピングしている。②資料9の2ページについては、事故除外方式を採る農家が少なく、共済金額の変動が大きい中で、ガラ

ス室 類、プラスチックハウス 類乙、 類という掛金率水準が低い施設区分の共済金額の見込額のウェイトが高まるため、加重平均値の水準が低くなったことにより大きく減少したものである。

② 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準、薬価の算定方法及び収載する医薬品について（諮問事項の第3）

委員：座長からの小委員会の協議報告に関して、医薬品の不収載に当たって条件設定や情報収集が必要であるという報告があったが、具体的にはどういうことか教えていただきたい。また、安全性の確保という点について、休薬期間の話等議論されていれば、教えていただきたい。

小委員会座長：諮問されている医薬品で、「製造販売業者から収載希望はないが収載する必要があると認められる医薬品」の中には、以前は使用されていたが、現在ほとんど使用されていないと思われるものや購入実績もないものが多く見受けられる。従来は、収載基準にはずれていなければ、特に不収載とはしていなかったようであるが、使用されていない収載医薬品については、少し見直そうということである。次回の諮問の際には、それらの医薬品について使用実態等を事前に調査いただき、審議の資料としたいと考えている。休薬期間等のことについては、議論はなかった。

委員：医薬品の適正使用という観点からしても、今後は、収載、不収載とも、その理由を整理した上で対応するようにお願いしたい。

平成15年5月に食品衛生法の改正があり、18年5月29日からポジティブリスト制が施行され、食品に残留する農薬、動物用医薬品又は飼料添加物については、一定の基準値を超えて食品に残留してはならないこととなるが、家畜共済として対応を考えていることがあれば、教えていただきたい。

事務局：農業共済団体等では、家畜診療所を有しているところも多く、診療時等に使用される動物用医薬品が対象となる。動物用医薬品については、「動物用医薬品の使用の規制に関する省令」により、動物用医薬品の用法及び用量、使用対象動物、使用禁止期間を定めており、その省令の一部改正が予定されている。省令改正の内容については、共済団体等に通知し、獣医師を通じて、組合員へ改正内容の周知徹底を図っていききたい。また、それに加え、平成18年度からの新規事業として、診療カルテを電子化し、分析した情報を活用して、事故低減対策を行っていく予定であり、この事業により組合員等から情報提供の要求があれば、医薬品の使用状況、診療履歴等を迅速かつ的確に提供できる体制を整備していくこととしている。

委員：昨年度は、小委員会での審議を踏まえ診療点数の改正が行われたが、それによって事故が減少する等改善された点があれば教えていただきたい。

事務局：今回は薬価基準表関係の審議であったため、小委員会での議論はなかったが、昨年度に行われた診療点数表の改正は病傷の給付をどのように評価するかの点数を改正したものであり、直接に事故低減につながるというものではない。関係獣医師には、適正な診療、保健衛生指導等をお願いしているところである。

委員：家畜は消費者にとって農作物以上に見えないものであり、情報提供という観点から、改正した事項に係る効果、結果等の関連事項も小委員会で議論して、わかりやすく分科会に報告していただけるとありがたい。

(4) 審議結果

審議の結果、諮問事項については、小委員会からの報告の内容を反映することを条件として適当と認める旨議決し、農林水産大臣あて答申することとされた。

4. 配付資料

- ・ 資料 1 会議次第
- ・ 資料 2 座席表
- ・ 資料 3 食料・農業・農村政策審議会経営分科会委員等名簿
- ・ 資料 4 農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組み及び平成15年制度改正の概要
- ・ 資料 5 平成 17 年度の被害状況等
- ・ 資料 6 諮問文（写）
- ・ 資料 7 参考資料
- ・ 資料 8 農作物共済の共済掛金標準率等の現行と改定案との対比（全国平均）
- ・ 資料 9 園芸施設共済の基準共済掛金率等の現行と改定案との対比（全国平均）
- ・ 資料10 農業災害補償法の施行に関する小委員会報告概要
- ・ 資料11 関係法令